

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 4 月 27 日

第四章「暖冷房設備」第二節「ダクト式セントラル空調機」の一部を下記のように変更します。

変更前 Ver.03（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）	変更後 Ver.04（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）
第四章 暖冷房設備 第二節 ダクト式セントラル空調機 (略)	第四章 暖冷房設備 第二節 ダクト式セントラル空調機 (略)
付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法 (略)	付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法 (略)
<u>(追加)</u>	<u>A.3 複数のダクト式セントラル空調機が設置される場合の仕様の決定方法</u> <u>複数のダクト式セントラル空調機が設置される場合、定格暖房能力は、設置する複数の機器の定格暖房能力を合計した値とする。定格暖房消費電力は、設置する機器のうち最も低い定格暖房エネルギー消費効率で合計された定格暖房能力を除した値とする。暖房時におけるダクト等圧力損失による消費電力量補正係数は設置する複数の機器の暖房時におけるダクト等圧力損失による消費電力量補正係数のうち最も大きい値とする。</u> <u>冷房についても同様に、定格冷房能力は、設置する複数の機器の定格冷房能力を合計した値とする。定格冷房消費電力は、設置する機器のうち最も低い定格冷房エネルギー消費効率で合計された定格冷房能力を除した値とする。冷房時におけるダクト等圧力損失による消費電力量補正係数は設置する複数の機器の冷房時におけるダクト等圧力損失による消費電力量補正係数のうち最も大きい値とする。</u>
(以下、略)	(以下、略)